

令和4年定例第4回市議会会議録(第4日)

令和4年12月16日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	宋由美子
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	木村勝幸
副市長	三重野直美	秘書広報課長	久保井千代
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	福祉課長兼福祉事務所副所長	末吉建
保健福祉部長	盛田勝徳	環境衛生課長	宮崎眞一
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	坂本生治
建設都市部長	松尾武喜	商工観光課長	猿本邦博
教育部長	藤吉裕治	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	建設課長	城戸邦宏
総務課長	平川貞雄	建設課長補佐兼道路係長	鶴保憲
財政課長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (9) 議案第62号 財産の減額譲渡について
- (10) 議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）
- (11) 議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (16) 総合市民センター建設工事調査特別委員会の設置について
- (17) 閉会中の継続調査の申出について
- (18) 議員派遣の件

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結についてが追加で提出をされておりますので、御報告をしておきます。

日程第1 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、令和5年4月に地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を現行の60歳から65歳に、2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務職員等の制度を導入するほか、所要の改正を行う必要があることから条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第2 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方公務員法の改正により、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、関連する11の条例の改正及び廃止を行うものです。

主な内容としては、再任用職員に関する規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員規定を新たに加えるほか、地方公務員法の引用条項の改正等について所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

具体的には、期末手当の年間3.25か月を0.05か月引き上げ、年間3.3か月に改定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

具体的には、議案第56号と同様、期末手当の年間3.25か月を0.05か月引き上げ、年間3.3か月に改定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日に遡って給料表を改正するとともに、勤勉手当の年間1.9か月を0.1か月引き上げ、年間2.0か月とするもので、給料表の改定は令和4年4月1日から、勤勉手当の引上げは令和4年12月1日からそれぞれ適用するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことなどにより、議案第58号と同様、条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき給料表を改正するとともに、期末手当の年間1.45か月を0.1か月引き上げ、年間1.55か月とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めましておはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月12日に藤吉教育部長、上田指導室長、河野課長補佐及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、中学校での少人数学級を推進するため、任期を定めて任用した教育職講師に対し福岡県の人事院勧告に準じた給与の改定を行うため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第61号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めましておはようございます。産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第61号 工事請負契約の変更締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月13日に、松尾建設都市部長、甲斐田上下水道課長及び関係課長補佐などに出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、下庄雨水ポンプ場第2号ポンプ機械・電気設備更新工事について、令和3年臨時第2回市議会に可決した当該工事請負契約に変更が生じたことから、議会の議決を求めるも

のです。

変更契約の内容は、消防協議による燃料小出し槽からの配管に緊急遮断弁を設置するほか、長期間利用していなかった天井クレーンの経年劣化による交換部品の追加が必要となったため、請負金額を2,450,800円増額し、316,338千円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第62号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第62号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第62号 財産の減額譲渡について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月14日、西山総務部長、吉開契約検査課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、宅地分譲するための用地として、旧みやま市宮住宅東町団地跡地を売却するもので、減額して譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

減額譲渡する財産は、みやま市瀬高町山門字郷ノ瀬1795番1の土地6,421.73平米で、譲渡価格は26,555千円、契約の相手方は株式会社イムズパートナーです。

サウンディング型市場調査による民間事業者の意見や、不動産鑑定評価における周辺取引事例に基づき、最低売却価格を算出し、入札を行った結果、不動産鑑定結果の41,140千円から14,585千円を減額した額で譲渡するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号 財産の減額譲渡については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第63号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第65号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第66号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第67号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第68号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、議案第68号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年臨時第2回市議会にて可決いただきました道路災害復旧工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容としましては、グラウンドアンカー基本試験結果に基づき、一部のアンカー工の延長を増やす必要が生じたため、請負金額を2,226,400円増額し、155,018,600円と

するとともに、工期の延長も行うものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書、変更平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決をされました。

日程第16 総合市民センター建設工事調査特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 総合市民センター建設工事調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

総合市民センター建設工事に関する事項について、14名の委員で構成する総合市民センター建設工事調査特別委員会を設置し、これに付託をいたしまして検査を行いたいと思います。

設置の理由といたしまして、みやま市総合市民センター建設工事を通じて、市及び設計業者、施工業者それぞれの役割を再確認し、契約から竣工までの各種手続内容及び業務の遂行状況等を調査し、大型建設工事に対する市の事務事業について検証するためでございます。

本特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権限を委任し、関係書類の提出及び当該書類に関する報告を求めることにより検査を行い、検査期限は検査が終了するまでとし、閉会中もなお検査を行うことができるとしたいと思います。

地方自治法第98条第1項の検査権限を付与した特別委員会の設置について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番河野一仁君、2番森弘子君、3番村上義徳君、4番奥菌由美子君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、8番前原武美君、9番上津原博君、10番荒巻隆伸君、11番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上14名の諸君を指名いたします。

日程第17 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りをいたします。各委員長からの申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会、議会改革調査特別委員会、タブレット端末導入特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

日程第18 議員派遣の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、お手元にお配りいたしましたとおりに議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することと決定をいたしました。

ただいま決定した派遣内容につきましては、諸般の事情により変更する場合は議長に一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、派遣内容の変更につきましては、議長に一任することと決定をいたしました。

それでは、お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年定例第4回市議会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 末吉 達二郎

みやま市議会議員 古賀 義教